

横須賀都市計画区域区分

令和7年11月11日

神奈川県

横須賀都市計画区域区分の変更(神奈川県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

年 次 区 分	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口	388 千人	329 千人
市街化区域内人口	378 千人	321 千人
保留人口(うち特定保留人口)	—	—(—)

理 由 書

区域区分に関する都市計画は、昭和45年の当初決定以来、7回の見直しを行ってきたところですが、今回、令和2年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、当該都市計画区域において適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、本案のとおり変更するものです。

また、浦賀7丁目地区については、公有水面埋立事業による区域区分境界の変更に伴う市街化区域への編入を行い、東逸見町3丁目地区については道路整備に伴う市街化区域への編入を行い、久村地区については、畑などの農地環境が残された土地で計画的な市街地整備の見込みがないことによる市街化調整区域への編入を行います。これらのほか、計画図上の不整合を修正するなど必要な変更を行うものです。

新旧対照表(面積増減)

種類	面積		面 積 増 減 の 内 訳		
	新	旧			
市 街 化 区 域	<u>6,627ha</u>	<u>6,627ha</u>	+0.07ha	市 → 調 調 → 市	△0.45ha 0.52ha
市街化調整区域	<u>3,453ha</u>	<u>3,456ha</u>	△3.07ha	市 → 調 調 → 市 国土地理院精査	0.45ha △0.52ha △3.0ha
都市計画区域	<u>10,080ha</u>	<u>10,083ha</u>	△3.0ha	国土地理院精査	△3.0ha